(六) 海難救助

(1) 特別補償料に関する規定を設けるとともに、救助料の支払、救助料の額、救助料の割合、救助料の請求の要件、救助料の支払等に係る船長の権限、救助料に係る債権等の消滅時効に関する規定を改めることとした。（第七九二条、第七九三条、第七九五条、第七九七条、第八〇一条、第八〇三条、第八〇五条及び第八〇六条関係）

(2) 海難救助に関する規定は、非航海船又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用することとした。（第八〇七条関係）

(七) 共同海損

(1) 共同海損の成立、共同海損となる損害又は費用、共同海損の分担額に関する規定を改めることとした。（第八〇八条第一項、第八〇九条及び第八一〇条関係）

(2) 準共同海損に関する規定を削除することとした。（旧第七九九条関係）

(八) 海上保険

(1) 告知義務及び予定保険に関する規定を設けるとともに、保険者の塡補責任、契約締結時に交付すべき書面の記載事項、危険の変更、保険者の免責、貨物の損傷等の場合の塡補責任に関する規定を改めることとした。（第八一七条第一項、第八二〇条、第八二一条及び第八二五条～第八二九条関係）

(2) 希望利益保険、保険期間及び委付に関する規定を削除することとした。（旧第八二〇条～旧第八二二条及び旧第八三三条～旧第八四一条関係）

(九) 船舶先取特権及び船舶抵当権

船舶先取特権の成立及び船舶先取特権の順位に関する規定を改めることとした。（第八四二条及び第八四三条第一項関係）

3 表記の現代用語化

第二編第五章から第九章まで及び第三編について、その表記を平仮名・口語体に改め、用語を平易なものに改める等の表記の現代用語化を行うこととした。（第五四三条～第八五〇条関係）

二 国際海上物品運送法の一部改正関係

1 運送人の責任の限度額に関する規定を改めることとした。（第九条第一項関係）

2 船荷証券及び船舶先取特権に関する規定を削除することとした。（旧第六条～旧第一〇条及び旧第一九条関係）

三 その他

この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、関係法律について規定の整備をすることとした。（附則第二条～第五二条関係）

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇著作権法の一部を改正する法律（法律第三〇号）

（文部科学省）

1 権利制限規定の改正

(一) 情報通信技術の進展に対応した権利制限規定の整備

(1) 著作物は、技術の開発等のための試験の用に供する場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとした。（第三〇条の四関係）

(2) 電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供すること等を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとした。（第四七条の四関係）

(3) 電子計算機を用いて、情報を検索し又は情報解析を行い、及びその結果を提供する者は、公衆への提供又は提示が行われた著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微な利用を行うこと等ができることとした。（第四七条の五関係）

(二) 国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物について自動公衆送信を行うことができる対象の範囲を、図書館等に類する外国の施設に拡大することとした。（第三一条第三項関係）

(三) 学校等において教育を担任する者等は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を公衆送信等することができることとするとともに、当該公衆送信に係る補償金の支払いについて規定することとした。（第三五条等関係）

(四) 視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者に拡大することとした。（第三七条第三項関係）

(五) 美術の著作物又は写真の著作物を原作品により公に展示する者は、当該著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を複製し、上映し、又は自動公衆送信を行うこと等ができることとした。（第四七条関係）

2 著作権者不明等の場合における著作物の利用の円滑化

国又は地方公共団体等が著作権者不明等の場合に文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用しようとするときは、補償金の供託を要しないこととした。（第六七条等関係）

3 この法律は、平成三一年一月一日から施行することとした。ただし、1の(三)については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（法律第三一号）（農林水産省）

1 特例一時金の支給

(一) 次に掲げる者に特例一時金を支給することとした。（附則第三〇条第一項関係）

(1) この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特例年金給付を受ける権利を有している者

(2) (1)に掲げる者以外の者であって、施行日の前日において一年以上の旧農林共済組合員期間を有しているもの

(二) 特例一時金の額は、次に掲げる額とすることとした。（附則第三〇条第二項関係）

(1) (一)の(1)に掲げる者にあっては、施行日の前日においてその者が受ける権利を有している同日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額を合計して得た額

(2) (一)の(2)に掲げる者にあっては、施行日の前日においてその者が特例老齢農林年金の支給要件に該当しているとしたならばその者に支給されることとなる同日の属する月の翌月（同日においてその者が支給開始年齢に達していない場合にあっては、その者が支給開始年齢に達する日の属する月の翌月）以後の各月の分の特例老齢農林年金の額の現価に相当する額を合計して得た額

(三) 給付の額又は各月の分の特例老齢農林年金の額に各月の予定生存率を乗じて得た額を、複利現価法によって施行日の前日の属する月の翌月から各月の分の特例年金給付又は各月の分の特例老齢農林年金が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額とすることとした。（附則第三〇条第三項関係）

(四) 予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、複利現価法において用いる利率は財政の現況及び見通しの作成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、農林水産省令で定めることとした。（附則第三〇条第四項関係）

(五) 特例一時金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続組合が決定することとした。ただし、施行日の前日において特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けている者（特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をしている者であって、同日において当該決定を受けていないものを含む。）に係る特例一時金を受ける権利（当該特例年金給付に係るものに限る。）については、その権利を有する者の請求を要しないこととした。（附則第三〇条第六項関係）

2 特例年金給付の廃止

特例年金給付を廃止することとした。（旧附則第三〇条～第四八条関係）

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。